

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1．継続事業の前提に関する注記

2．重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 - 定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金 -

3．重要な会計方針の変更

該当なし

4．法人で採用する退職給付制度

当法人は独立行政法人福祉医療機構が運用する退職共済が運用する退職共済に加入しており、福祉医療機構の掛金は全額を法人にて負担しており、勤務する職員の退職金制度として活用している。

5．法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

6．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	507,616,033	0	14,547,827	493,068,206
合計	507,616,033	0	14,547,827	493,068,206

7．会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8．担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建物（基本）

480,377,680円

計

480,377,680円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

福祉医療機構 施設建設費借入金

51,640,000円

計

51,640,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物(基本)	613,954,502	120,886,296	493,068,206
小計	613,954,502	120,886,296	493,068,206
その他の固定資産			
建物附属設備	208,223,315	120,234,827	87,988,488
構築物	59,203,810	39,607,791	19,596,019
車輛運搬具	5,111,340	4,369,258	742,082
器具及び備品	21,208,236	16,412,467	4,795,769
小計	293,746,701	180,624,343	113,122,358
合計	907,701,203	301,510,639	606,190,564

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	33,084,666	0	33,084,666
未収金	2,401,220	0	2,401,220
未収補助金	789,999	0	789,999
合計	36,275,885	0	36,275,885

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
S B I 社債 年利1.66%	0	26,130,000	26,130,000
経過利子	0	35,224	35,224
合計	0	26,165,224	26,165,224

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし